

小浜市議会陳情取扱基準

受理した陳情のうち、次の内容の陳情については、委員会付託を行わず、全議員配付等の取り扱いとする。

1. 郵送により提出されたもの
2. 法令違反、公序良俗に反する行為を求めるもの
3. 個人や団体を誹謗中傷し、またはその名誉を棄損するおそれのあるもの
4. 個人の秘密を暴露するもの
5. 係争中の裁判や異議申し立て等に関するもの
6. 市職員や議員の身分に関し、個別の処分等を求めるもの
7. 既に採択、不採択等の結論を出した請願・陳情と同一趣旨であり、その後、特段の状況の変化がないと認められるもの
8. 明らかに本市の事務に属さないもの
9. 議会の審査になじまないものと判断されたもの

その他、議長が特に認めた場合はこの限りでない。